

5. 2 検査管理体制

(1)保安管理体制

保安統括者は又は保安監督者は、保安管理、工事（検査）管理、業務管理の全般を統括する最高責任者であり、保安係員等の検査責任者はこれを補佐し、検査期間中の保安管理をする。

(2)開放検査組織図

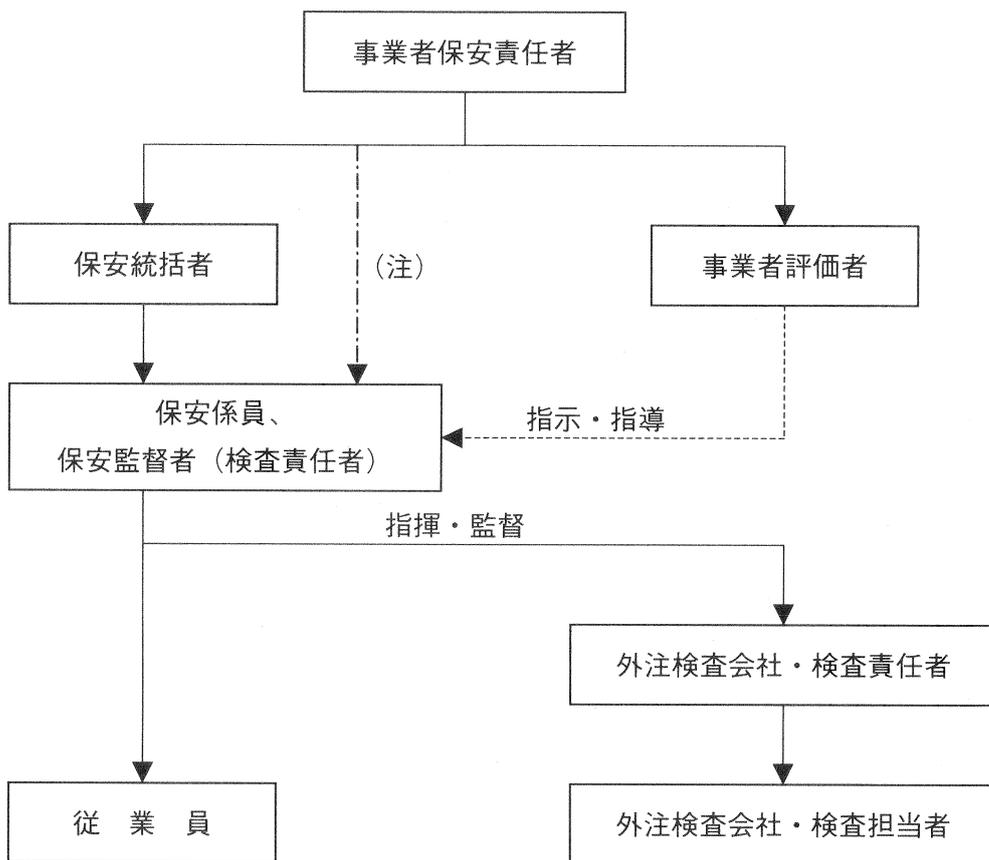
開放検査中の保安管理組織は、図5-2のとおりとする。

（開放検査するポンプ及び圧縮機ごとに、「別表-B検査責任者名」を記載した組織図を作成し、保管すること。）

開放検査周期に係るLPガスのポンプ及び圧縮機の事業者評価者は、事業者保安責任者が任命する。

事業者評価者は開放検査周期に係る管理を保安係員、保安監督者に指示・指導する。

図5-2 開放検査管理体制図（例）



(注) -----▶ 【保安統括者及び保安係員を選任しない場合】

保安監督者：処理量が25万m³/日未満のオートスタンド専用で、保安監督者を選任した場合

(3)評価体制

- ①分担範囲（開放検査を、外注検査会社に委託する場合）分担範囲は、表5-1のとおりとする。

表5-1 保安全管理分担範囲

事業所		外注検査会社
事業所評価者	保安係員、保安監督者（検査責任者）	
<ul style="list-style-type: none"> ・外注検査会社の検査体制の評価 ・検査結果の評価 ・評価結果による改善・指導、補修方法の指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・外注検査会社の検査責任者を監督する。 ・外注検査会社による検査結果を判定し改善等の措置を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保安係員、保安監督者の監督下で検査員・作業員の指揮及び監督、検査工程の管理、非破壊検査作業、検査の実施及び結果の報告をする。

(4)外注検査会社の管理

保安係員、保安監督者は、事前に外注検査会社の調査を行い、開放検査の実施に当たっては、綿密な打ち合わせを行うとともに、作業員に必要な注意を与え、十分な管理のもとで検査に当たらせるものとする。

〔検査工事中の管理〕

①検査実施前の注意事項

- ・事業所内における安全作業確認事項
- ・事業所内における火気制限事項
- ・事業所内における重機等取扱作業の安全確認事項
- ・その他

②確認事項

- ・検査項目及び検査内容等
- ・作業員名簿／資格者名簿等
- ・重機等取扱作業の有無
- ・検査会社提出の安全作業要領書
- ・検査の手順及び検査の方法の確認
- ・工程の確認
- ・その他

③検査工事中の管理

- ・安全作業の確認及び是正指示
- ・検査の手順及び検査方法の確認
- ・工程の確認
- ・その他

表5-2 LPガスのポンプ及び圧縮機評価項目・基準・内容一覧表

項目	基準	対象			内容	対応する基準等
		事業者	事業所	ポンプ及び圧縮機		
I. 事業者及び事業所の保安・検査管理体制						
1. 通常の管理体制	(1)保安を管理する体制があること。	○	○		危害予防規程が整備されていること。	・危害予防規程
	(2)運転管理、設備管理及び保安管理に関する規定・基準が整備されていること。	○	○		(1)規定・基準が整備されていること。 (2)日常の運転、保安管理の記録があること。	・危害予防規程・規定・基準 <図5-1「保安関連規程体系」> <日常巡視点検記録> <月例点検記録>
	(3)検査管理に関し、規定・基準類が整備されていること。	○	○		規定・基準が整備され、適切に実施できる体制であること。	・ポンプ及び圧縮機開放検査管理基準 ・保全工事管理基準 ・定期自主検査基準 ・協力会社管理基準
II. 開放検査の評価体制						
1. 事業者の評価体制	(1)事業者において、開放検査の評価体制が明確になっていること。	○	○	○	(1)開放検査を行う組織（外注検査会社を含む。）の分担及び責任が明確化されていること。（当該開放検査の組織表があること。） (2)外注検査会社の管理が明確化されていること。	
	(2)事業所には、開放検査結果を的確に評価できる担当者（以下「評価者」という。）が1名以上いること。		○		事業所において、次に掲げる要件を満たす1名以上の評価者が選任されること。 ①従業員であること。 ②評価に対する責任を有すること。 （外注検査会社を含む個々の検査責任者、付帯工事責任者に対する改善勧告等） ③評価に必要な経験を有すること。 （ポンプ及び圧縮機の管理に関する経験）	・ポンプ及び圧縮機開放検査管理基準 <保安管理体制> <評価者>

6

項目	基準	対象			内容	対応する基準等
		事業者	事業所	ポンプ及び圧縮機		
	(3)評価者は、次のいずれか一つの資格を有していること。 ①製造保安責任者免状（甲種機械、甲種、化学、乙種機械、乙種化学又は丙種化学）交付者 ②C種又はD種検査員証交付者（高圧ガス保安協会） ③NDI認定・検査2種（MT & PT）又は検査3種（MT & PT）検査員証交付者		○		評価者の資格等が基準を満たしていること。	・ポンプ及び圧縮機開放検査管理基準<評価者> <評価者の資格証(写)>又は <評価者の免状(写)>
2. 開放検査の評価	(1)開放検査の実施状況の確認及び評価が、評価者によって適切に実施されていること。			○	(1)評価者により、開放検査関係規程に基づく開放検査期間に応じた評価が実施されていること。 (2)評価者により個々の検査（外注検査を含む。）について次に掲げる事項が確認されていること。 ①検査を行う者の資格・経験等の確認 ②検査基準に基づく検査が実施されたことの確認	・ポンプ及び圧縮機開放検査管理基準 <開放検査結果の評価要領> <開放検査評価要領書>
III. 開放検査関係基準類						
1. 開放検査方法 (開放検査工事の 手順)	(1)作業、工事手順が決まっていること。		○	○	開放検査工事の作業、工事手順例 図5-3 ポンプ及び圧縮機の開放検査手順（例）参照	・ポンプ及び圧縮機開放検査管理基準 <開放検査施工手順>
	(2)施工要領書があること。			○		・ポンプ及び圧縮機開放検査管理基準 <検査要領書、工程表>
2. 検査基準	(1)開放検査における検査項目が定められていること。	○			(JLPA501基準に準ずる。)	・ポンプ及び圧縮機開放検査管理基準 <検査項目>
	(2)検査方法が定められていること。	○			(JLPA501基準に準ずる。)	・ポンプ及び圧縮機開放検査管理基準 <検査方法>
	(3)適用基準・規格が定められていること。	○			(JLPA501基準に準ずる。)	・ポンプ及び圧縮機開放検査管理基準 <適用基準・規格>

項目	基準	対象			内容	対応する基準等
		事業者	事業所	ポンプ及び圧縮機		
	(4)判定基準が定められていること。	○			(JLPA501基準に準ずる。)	・ポンプ及び圧縮機開放検査管理基準 ＜判定基準＞
3. 補修基準	(1)補修要領が定められていること。	○			グラインダーで欠陥を削り取る程度の場合のみとする	・ポンプ及び圧縮機開放検査管理基準 ＜補修要領＞
4. 開放検査周期基準	(1)発生した欠陥及び腐食の原因と処置対策等が定められていること。	○				・ポンプ及び圧縮機開放検査管理基準 ＜欠陥等の原因と処置対策＞
	(2)開放周期（決定）が明確になっていること。	○				・ポンプ及び圧縮機開放検査管理基準 ＜開放検査の周期＞
IV. 開放検査データの保管						
1. 記録の保存・解析	(1)開放検査データを時系列的に保管し、ポンプ及び圧縮機の検査結果を的確に把握できる体制にあること。	○	○	○	(1)開放検査記録の保管方法等が明確化されていること。 (2)当該ポンプ及び圧縮機の設置以来の開放検査記録が整理されていること。(ポンプ及び圧縮機の設計データも含む。) (設置年月、設置業者、設計仕様、図面等) (3)欠陥及び腐食発生についての原因・対策等を解析し、解析結果が保管されていること。 (4)上記の検査記録が補修の要否の判断、寿命の推定等に有効に活用されていること。	・ポンプ及び圧縮機開放検査管理基準 ＜検査記録の保管方法＞ ＜保管すべきデータ等＞ ＜ポンプ及び圧縮機一覧＞（様式3） ＜ポンプ及び圧縮機仕様書＞ ＜別紙-B「磁粉探傷検査記録集計表」＞ ＜別紙-C肉厚測定記録集計表＞
2. 開放検査実績	適正な開放検査期間毎に行った直近の開放検査結果が下記に適合すること。 ①直近の2回の耐圧試験を受けないことができるとされたものであること。 ②液石則第80条別表第3第1項第18条ただし書きの開放検査結果に適合するポンプ及び圧縮機であること。		○	○	直近の2回の開放検査において溶接補修等の欠陥がないこと。	・ポンプ及び圧縮機開放検査管理基準 ＜保管すべきデータ等＞ ＜開放検査一覧＞（様式3） ＜開放検査報告書＞

項目	基準	対象			内容	対応する基準等
		事業者	事業所	ポンプ及び圧縮機		
V. 外注検査会社の評価						
1. 外注検査会社の技量	<p>(1)外注検査に委ねる場合は、評価者の意見が反映され、検査に適した協力会社であることが事業者により確認されていること。</p> <p>(注) 高圧ガス保安協会の認定検査事業者は、検査に適した協力会社であることを確認したものとみなす。</p>	○			<p>外注検査会社の技量について次に掲げる実績等により確認されていること。</p> <p>①検査管理体制 ②検査実績 ③検査員の資格等の保有 ④検査員の教育訓練状況 ⑤検査設備等の保有状況</p>	<p>・ポンプ及び圧縮機開放検査管理基準 <外注検査会社の管理> <外注検査会社評価表>又は <高圧ガス保安協会認定証写></p>

(注1) 上記表の内容は、申請書に添付する「ポンプ及び圧縮機開放検査周期延長に係る評価承認明細書、評価要領の評価事項及び評価基準に対応する事項」に適合させた項目・基準・内容の一覧例である。申請事業者は、上記表を参考として自社の体制に合うよう作成すること。

(注2) 本章の評価要領の関係規程等は、事業者の既存の危害予防規程の変更届をしないで、危害予防規程附属基準類を一つ追加した場合の一例である。

(図5-1「保安関連規程体系(例)」参照)